

証券コード 5395
平成29年3月13日

株 主 各 位

埼玉県鴻巣市宮前547番地の1

理研コランダム株式会社

代表取締役 下 村 洋 喜
社 長

第118回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第118回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年3月29日（水曜日）午後5時までに到着するようにご返送いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年3月30日（木曜日）午前10時
2. 場 所 埼玉県鴻巣市中央29番1号

鴻巣市文化センター 3階会議室

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 株主総会の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第118期（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第118期（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
第3号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎代理人による議決権行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合はインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.rikencorundum.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、一部に改善の遅れがみられたものの、雇用・所得環境の改善が着実にすすむ等、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。また、生産については、海外景気の緩やかな回復基調を背景に、月次での鉱工業生産指数が概ね前年同月水準を上回り、持ち直しの動きとなりました。

このような状況下、当社グループでは、外注工程の内製化、業務の集約化を目的とした組織改正および生産の合理化、納期短縮および在庫削減を目的とした生産設備の改造等を行ってまいりました。

当社グループの売上については、研磨布紙が堅調に推移したこと、複写機用グリップローラーの新規受注や半導体関連の回復基調による研磨材の受注増により、売上高4,528,290千円（前期比2.2%増）となりました。

利益面においては、前連結会計年度において研究開発事業設備の減損を行ったことによる減価償却費の負担減等により販売費及び一般管理費の減少が寄与し、営業利益は132,730千円（前期比140.4%増）となりました。また、持分法適用関連会社である中国の合弁会社「淄博理研泰山涂附磨具有限公司」が人件費の増加、のれんの償却費の負担増、また為替による目減りも加わり利益が減少したことにより持分法投資利益が減少し、経常利益は170,560千円（前期比13.0%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は投資有価証券売却益の計上により156,367千円（前期比16.1%増）となりました。

セグメントの概況は以下のとおりであります。

(研磨布紙等製造販売事業)

当社グループの中核事業である研磨布紙等製造販売事業の当連結会計年度の業績は、主要販売業種先である機械工具等のルート販売向けが引き続き軟調でありましたが、新規取引先については堅調であったこと、半導体向け研磨材の売上も回復基調であったことから、売上高は3,640,834千円（前期比1.9%増）となり、営業利益も前連結会計年度において固定資産の減損を行ったことから減価償却費の負担が減少し113,649千円（前期比754.4%増）となりました。

(O A 器材部材等製造販売事業)

当社グループは、複写機、ATM、ファクシミリ、印刷機等の事務機器に組み込まれる紙送り用各種ローラー部品を受注生産しております。

複写機用のグリップローラーの新規受注が寄与したことから、売上高は635,456千円（前期比5.0%増）となり、営業利益も売上高増加による粗利増により126,628千円（前期比13.4%増）となりました。

(不動産賃貸事業)

イオンリテールストア株式会社に賃貸しております理研神谷ビルの賃貸収入による売上高は252,000千円（前期と同じ）となり、耐震補強工事による減価償却費の負担増から、営業利益は178,980千円（前期比0.8%減）となりました。

事業区分	売上高	生産高（受注高）
研磨布紙等製造販売事業	3,640,834千円	3,633,961千円
O A 器材部材等製造販売事業	635,456千円	757,315千円
不動産賃貸事業	252,000千円	—

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は502,489千円であり、研磨布紙等塗装設備への積極的改造工事に取り組みました。

なお、設備投資の総額は、受取保険金による圧縮記帳額68,567千円を控除しております。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達の状況につきましては、特記すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

⑦ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の営業成績および財産の状況の推移

区 分	単位	第115期 (平成25年12月期)	第116期 (平成26年12月期)	第117期 (平成27年12月期)	第118期 (当連結会計年度) (平成28年12月期)
売 上 高	千円	4,623,191	4,655,134	4,430,414	4,528,290
親会社株主に帰属する当期純利益	千円	138,705	199,893	134,727	156,367
1株当たり当期純利益	円	14.93	21.64	14.60	16.95
総 資 産	千円	6,170,247	6,831,334	7,064,571	7,001,219
純 資 産	千円	4,326,693	4,609,152	4,920,175	4,866,381
1株当たり純資産額	円	465.70	499.60	533.35	527.56

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の営業成績および財産の状況の推移

区 分	単位	第115期 (平成25年12月期)	第116期 (平成26年12月期)	第117期 (平成27年12月期)	第118期 (当事業年度) (平成28年12月期)
売 上 高	千円	4,482,132	4,506,956	4,299,917	4,359,113
当期純利益	千円	116,332	110,168	22,651	138,795
1株当たり当期純利益	円	12.52	11.93	2.46	15.05
総 資 産	千円	5,321,363	5,754,821	5,948,838	5,960,667
純 資 産	千円	3,567,187	3,641,511	3,903,554	3,925,047
1株当たり純資産額	円	383.95	394.72	423.15	425.51

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
(連 結 子 会 社) 理研精密器材(蘇州)有限公司	920千USドル	100%	研磨布紙等の製造および販売 O A 器材部材等の製造および販売
(連 結 子 会 社) 理 研 香 港 有 限 公 司	100千HKドル	100%	O A 器材部材等の販売
(持 分 法 適 用 関 連 会 社) 淄博理研泰山涂附磨具有限公司	5,000千USドル	47%	研磨布紙等の製造および販売

(4) 対処すべき課題

わが国の今後の経済情勢につきましては、緩やかな景気回復の基調が持続することが見込まれるものの、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動に留意する必要がありますものと思われまます。

当社グループといたしましては、中長期視点に基づく一層の販売、収益の拡大を目指し、新製品の開発・販売、新市場の開拓および生産性向上に資する生産システムの改善等に全力を挙げて取り組んでまいります。また、コンプライアンス・リスク管理、環境保護対策の強化についても、企業の社会的責任に対する社会の要請は一段と高まっていることから充実させていきます。

具体的には、市場環境の大きな変化に柔軟に対応し、歴史に埋没することなく、「リスク対策に万全を期したうえで、企業価値・顧客満足度向上に向けて推進する」ために「2017～2019年度 中期経営計画」を策定し、以下に掲げる①市場戦略、②収支改善、③内部統制、④品質管理、⑤人材育成について、新たな理研コランダムを築くべく取り組んでまいります。

①市場戦略として、顧客ニーズに合った新製品・新市場の開拓、成長業種・高付加価値事業分野への取り組み強化および事業のグローバル化の推進により、販売の拡大と顧客サービス、特に納期の短縮の向上を図ってまいります。

②収支改善への全社一体となった取り組みにより、生産コスト削減を狙いとした生産システムの変更・徹底した在庫の削減を推進してまいります。

③内部統制に関しては、会社法、金融商品取引法、J-SOX、会計基準、その他関係法令に準拠して設定した社内業務手順に従いその適正な遂行を行ってまいります。

④品質管理として、品質管理部署の権限および生産ラインとの連携を強化するとともに、社内ネットワークによる品質苦情管理ならびに予防措置・是正措置の迅速な対応により、品質問題の迅速な解決と再発防止の実現に向けて取り組んでまいります。

⑤人材育成として、社内の業務プロセスに携わる全ての職階において権限の委譲と説明責任の遂行を求め、次世代リーダーの育成を図るとともに、3S活動も含めた業務の推進を通じ、風通しのよいコミュニケーションづくりの実現を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成28年12月31日現在）

事業区分	事業内容
研磨布紙等製造販売事業	研磨布紙等の製造および販売
O A 器材部材等製造販売事業	O A 器材部材等の製造および販売
不動産賃貸事業	理研神谷ビルのイオンリテールストア株式会社への賃貸

(6) 主要な営業所および工場（平成28年12月31日現在）

当 社	本社：埼玉県鴻巣市、 東京支店：東京都北区、大阪営業所：大阪市天王寺区、 名古屋営業所：名古屋市中区、福岡営業所：福岡県福岡市南区、 鴻巣工場：埼玉県鴻巣市、沼田工場：群馬県沼田市、 新治工場：群馬県利根郡みなかみ町
理研精密器材(蘇州)有限公司(子会社)	本社・工場：中華人民共和国江蘇省蘇州市
理研香港有限公司(子会社)	本社：中華人民共和国香港
淄博理研泰山涂附磨具有限公司(関連会社)	本社・工場：中華人民共和国山東省淄博市

(7) 使用人の状況（平成28年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
141 (61) 名	△4 (△5) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
111 (61) 名	△5 (△3) 名	46.2歳	19.3年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年12月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	195,600千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	176,399
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	147,850
株 式 会 社 群 馬 銀 行	51,700

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の概況

(1) 株式の状況（平成28年12月31日現在）

① 発行可能株式総数	30,000,000株
② 発行済株式の総数	10,000,000株
③ 株主数	1,314名
④ 大株主(上位10名)	

株 主 名	所 有 株 式 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
オ カ モ ト 株 式 会 社	3,034	32.89
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	521	5.65
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	457	4.95
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 日 本 興 亜 株 式 会 社	428	4.64
小 菱 商 事 株 式 会 社	400	4.34
宇 田 川 恵 造	196	2.12
大 澤 政 俊	130	1.41
昭 和 工 業 株 式 会 社	128	1.39
エ ム ワ イ 総 合 企 画 株 式 会 社	128	1.39
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	126	1.37

(注) 自己株式776千株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員 の 状 況

①取締役の状況（平成28年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	下 村 洋 喜	淄博理研泰山涂附磨具有限公司董事長
常 務 取 締 役	北 澤 雄 二	濰坊理研磨材有限公司董事長
取 締 役	江 口 真 一	経営管理室長
取 締 役	雨 貝 昇	製造部長
取 締 役	細 井 雅 弘	営業部長
取 締 役	石 川 和 男	総務部長
取 締 役	岡 本 二 郎	オカモト㈱代表取締役会長
取締役（監査等委員・常勤）	本 多 正 明	
取 締 役（ 監 査 等 委 員 ）	長 崎 俊 樹	岡村綜合法律事務所パートナー
取 締 役（ 監 査 等 委 員 ）	新井田 哲 也	わかさ税理士法人代表社員

- (注) 1. 取締役岡本二郎氏ならびに取締役(監査等委員)本多正明氏、長崎俊樹氏および新井田哲也氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)本多正明氏並びに長崎俊樹氏及び新井田哲也氏は、(株)東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
3. 本多正明氏は、金融機関に長く勤務されるとともに経営者としての経験が豊富であり、経営に関する高い見識と深い知見を有されていることから、また平成26年3月に当社社外監査役に就任されて以降、十分にその職責を果たされていることから、常勤監査等委員として選定しております。
4. 長崎俊樹氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士の資格を有され、日本弁護士連合会の各種委員、最高裁判所司法研修所刑事弁護教官等を歴任されており、また平成27年4月に当社社外監査役に就任されて以降、十分にその職責を果たされていることから、監査等委員として選定しております。
5. 新井田哲也氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、税理士として財務および会計に関する専門的な知見を有されており、また平成28年3月に当社社外取締役就任されて以降、十分にその職責を果たされていることから、監査等委員として選定しております。

②当事業年度中に退任した取締役および監査役

氏 名	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況	退 任 日	退任理由
杉浦 順	常務取締役	平成28年 3月25日	任期満了
新海 幹夫	取締役	平成28年 3月25日	任期満了
青柳 裕史	取締役 (株)みずほトラストシステムズ取締役社長	平成28年 3月25日	任期満了
西村 恭幸	監査役	平成28年 3月25日	任期満了

③取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (監 査 等 委 員 を 除 く)	10名	59,366千円
取 締 役 (監 査 等 委 員)	3名	6,548千円
監 査 役	3名	2,153千円
合 計 (う ち 社 外 役 員)	16名 (5名)	68,066千円 (10,080千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記報酬等の額には、当事業年度における役員退職慰労金の繰入額2,875千円が含まれており、その全ては、取締役4名に対するものであり、社外役員は含まれません。
 なお、平成28年3月25日開催の第117回定時株主総会において、役員退職慰労引当金制度廃止に伴う打ち切り支給が決議されました。これに伴う打ち切り支給額の未払金は24,400千円となっております、その全てが取締役2名に対するものであり、社外役員は含まれません。
3. 取締役および監査等委員である取締役の報酬限度額は、平成28年3月25日開催の第117回定時株主総会において、取締役については年額144,000千円以内(うち社外取締役150万円以内、ただし使用人分給与は含まない)、監査等委員である取締役については年額24,000千円以内と決議いただいております。

④社外役員に関する事項

(i) 他の法人等の役員等の兼職状況

当 社 社 外 役 員		兼 職 先 お よ び 兼 職 先 と の 関 係
岡 本 二 郎	社 外 取 締 役	オカモト(株)代表取締役会長 なお、当社は同社との間には貯蔵品等の取引関係があります。
本 多 正 明	社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員) (常 勤)	該当事項はありません。
長 崎 俊 樹	社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	岡村総合法律事務所パートナー なお、当社は岡村総合法律事務所に所属する同氏以外の弁護士から法律上のアドバイスを必要に応じ受けておりますが、同事務所と当社における取引額は、同事務所の年間収入および当社連結売上高のいずれにおいてもその割合は低い状況にあります。
新井田 哲 也	社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	わかさ税理士法人代表社員 なお、当社と当該法人とは特別な関係はございません。

(ii) 当事業年度における主な活動

当 社 社 外 役 員		活 動 状 況
岡 本 二 郎	社 外 取 締 役	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、豊富な経営者としての経験と見識に基づき経営全般に関して適宜必要な発言を行いました。
本 多 正 明	社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員) (常 勤)	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会10回のうちすべてに出席(監査等委員会設置会社移行前の監査役会3回のうちすべてに出席)し、コンプライアンスおよび経営のリスク管理の観点から適宜必要な発言を行いました。
長 崎 俊 樹	社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	当事業年度開催の取締役会13回のうち11回に出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会10回のうちすべてに出席(監査等委員会設置会社移行前の監査役会3回のうちすべてに出席)し、コンプライアンスおよび経営のリスク管理面を中心に専門的な知見に基づき適宜必要な発言を行いました。
新井田 哲 也	社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	取締役就任後の取締役会10回のうち10回に出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会10回のうちすべてに出席(監査等委員会設置会社移行前の監査役会3回のうちすべてに出席)し、税理士としての経験および専門的な知見に基づき適宜必要な発言を行いました。

(注) 本多正明氏、長崎俊樹氏の取締役会の出席回数につきましては社外監査役時の出席回数も含めて算出しております。

⑤責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役との間で、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	20,500千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について相当であるとの判断をし、同意いたしました。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に掲げる事由に該当すると認められ、その必要があると判断した場合は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制

当社は、「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」(内部統制システムの基本方針)について、以下のとおり定めております。

① 経営理念

当社は経営理念として「理研コランダム憲章」を掲げ、その実現に向けた「行動指針」を設定しています。

理研コランダム憲章

- ・日本を代表する研削・研磨のトップ企業として、社会的責任を自覚し、法令・ルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公平な企業活動を推進する。
- ・お客様を第一と考え、常に最高の製品・サービスを提供する。
- ・株主、市場から高く評価され、広く社会から信頼される。
- ・社員にとって働き甲斐があり、魅力に富んだ職場にする。

行動指針

- ・公正・透明・自由な競争を実践し、会社資産の保全拡大に努める。
- ・一人一人が高い倫理観（例えば、「安全第一」「嘘をつかない」「ルールを守る」「反社会的勢力に対しては隙を見せず、毅然とした対応を行う」「公私に亘り節度ある行動をする」等々）を持って自主的・自立的に行動し、協力して業務を遂行し、自由闊達な職場を築く。

② 内部統制システムの構築、運営による経営理念「理研コランダム憲章」の実現

当社は内部統制システムを、「事業遂行上不可避免的に発生し、直面するさまざまなリスクの評価・管理、業務の有効性および効率性の維持向上、適時開示の実行と財務報告の信頼性の確保、コンプライアンスの徹底、資産の保全等により企業価値を高め、ステークホルダーから高い評価を得るため、当社のあらゆる業務プロセスの中に組み込まれ、運営され、改善される経営上の仕組みである。」ととらえ、その構築と、運営を進めてまいります。

③ 具体的な取り組み事項

(i) 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1) コンプライアンスおよびリスク管理を統括する組織として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設け、当社グループにおいて「コンプライアンス管理規程」および「リスク管理規程」に準拠した業務推進を図るとともに、製造業として重要課題である「環境・安全」関係の法令等については、これを専管する組織を設け

ております。

- 2) 当社グループにおいて、「公益通報者保護規程」に準拠し、コンプライアンス違反の発生拡大を防止するために有効に機能する内部通報体制を構築しております。
- 3) 不当要求防止責任者のもと社内関係部門および社外専門機関との連絡、協力体制を整備し、当社グループとして反社会的勢力に対しては隙を見せず毅然とした対応を行っております。
- 4) 財務報告に係る内部統制構築基本方針にのっとり、監査法人、監査等委員会とも必要な調整を図りつつ、公表された内部統制の整備・評価に準拠し、内部統制の有効性を適時適切に評価・公表し得る体制を構築しております。

(ii) 損失の危険（リスク）の管理に関する規程その他の体制

当社グループにおいて「リスク管理規程」に準拠した業務推進を図るとともに、その取り組みのひとつとして、各担当部門において専門的な立場から、各種リスクの評価・管理を目的として、各担当部門の部長の責任のもとで「組織・業務自主点検」を毎月実施しております。

また、平時においては各部にてその有するリスクの洗い出しとその低減等に取り組むとともに、コンプライアンス・リスク管理委員会事務局は、定期的にモニタリングを実施し、また、災害発生時等に備えて事業継続計画書（BCP）を策定し、本計画書に基づいた訓練を行っております。

(iii) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は定例の「取締役会」を毎月1回開催し重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。また取締役会のもとに、「経営会議」を設け、常勤の取締役、および当該案件の担当部長が出席し、当社グループの重要方針・重要案件の検討および進捗状況の確認、部門および当社グループ各社の横断的な課題認識の共有化を図っており、付議案件によってはその後の取締役会に付議・決定しております。

業務の運営については将来の事業環境を踏まえ当社グループとしての中期経営計画および各年度予算を立案し全社的な目標を設定しており、各部門においてはその目標達成に向けて具体策を立案実行いたします。

(iv) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は法令、社内規程（文書管理規程）に基づき文書の保存を行っております。また情報の管理については「機密管理規程」・「パソコン管理規則」を定めて対応しております。

(v) 業務の適正を確保するための体制

「内部監査規程」に準拠し、経営管理室コンプライアンス・リスク管理事務局が毎年全部門および一部営業拠点・工場について業務監査を実施し、加えてISO委員会内部監査委員およびJ-SOX内部監査委員がそれぞれ原則年2回の内部監査を実施し、その結果をコンプライアンス・リスク管理委員会に報告しております。

また、当社グループの経営については、その自主性を尊重しつつ、「関係会社管理規程」を定め、当社グループの業務の適正確保を見据えた管理方針等を明定するとともに、事業内容の定期的な報告と重要案件についての報告および事前協議を取締役会で行っております。

(vi) 監査等委員会に報告するための体制

当社グループの役員(監査等委員である取締役を除く。)および従業員は、その職務の状況について、取締役会等の重要会議の場で、監査等委員に定期的に報告を行うほか、必要の都度、遅滞なく報告しております。

なお、監査等委員へ報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保しております。

また、当社は役員(監査等委員である取締役を除く。)および従業員合計で百数十名の規模であり、監査等委員会に対して専従の支援要員を配置しないものの、監査等委員が求めた場合は経営管理室員が補助を行い、その際の当該室員は、もっぱら監査等委員の指揮命令に従うものとしております。

(vii) 監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社グループの役員(監査等委員である取締役を除く。)および従業員は監査等委員監査に対する理解を深め、監査等委員監査の環境を整備するように努めております。

また、監査等委員は代表取締役と定期的に会合をもち、会社に対処すべき課題、監査等委員監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行っております。

なお、監査等委員は会計監査人から報告と説明を受け、必要に応じて意見交換を行い、子会社事業所への往査に同行するなど、会計監査人の独立性を監視するとともに連携を図っております。

また、監査等委員ならびに監査等委員会が監査の実施にあたり、弁護士その他の外部専門家・アドバイザーを任用する等、職務を遂行するうえで生ずる必要な費用の支出、前払い等を求めた場合、当社は、監査の職務の執行に必要でないと思われる場合を除き、その費用を負担いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社取締役会は、本事業年度に12回の定例取締役会および1回の臨時取締役会を開催し、経営上の重要事項を協議・決定するとともに、各部門における執行状況について、取締役会で決定した年度計画、中期経営計画の進捗状況も含めた報告を受けております。

内部監査については、本事業年度において、全部門および一部拠点の業務監査を原則無予告にて実施し、さらに年2回のISO委員会内部監査を行い適正化を図るとともに、J-SOX内部監査による有効性評価を実施いたしました。

また、当社は、「組織・業務自主点検」を行っておりますが、本事業年度につきましても、全部門、全拠点が毎月もれなく実施し、業務・運営の適切性等について点検をいたしました。

なお、社長を委員長とした「コンプライアンス・リスク管理委員会」を本事業年度は4回開催し、各内部監査および自主点検についての本事業年度取組方針、実施状況およびその結果について報告、検証いたしました。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を定めるとともに、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上を目的として、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針が決定されることを防止するための取り組みとして、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入、継続しております。

なお、本対応策の有効期間満了に先立ち、平成29年2月14日開催の当社取締役会において、本定時総会における株主の皆様のご承認を条件に、所要の修正を行ったうえで、実質的に同一の内容にてこれを継続することを決議しております。その詳細につきましては、第3号議案「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件」をご参照ください。

① 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は上場会社であることから、当社の株主は市場での自由な取引を通じて決定されるべきであり、当社の支配権の移転を伴う大規模買付行為に対しても、これに応じるか否かは最終的には個々の株主の皆様の判断・意思に基づくべきものと考えております。

しかしながら、大規模買付行為の中には、会社経営陣との十分な協議・合意のプロセスを経ることなく、また株主の皆様への十分な情報開示がなされることなく強行されるもの、あるいはその目的等から判断して、企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれのあるものなどが含まれる可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値および株主共同の利益を毀損するような大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

このような考えから、当社が設定し事前に開示する一定のルール（以下「大規模買付ルール」という）に従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、かつ、当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後に限り、大規模買付行為を開始できることとする必要があると考えます。

また、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な確保・向上の観点から、不適切または不十分であるおそれのある大規模買付行為に対して、当社取締役会が、原則として株主の皆様の判断を仰ぎつつ、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って適切と考える方策をとることも、当社株主共同の利益を守るために必要であると考えます。

② 基本方針の実現に資する取り組み

当社は、当社の経営理念を定めた理研コランダム憲章に基づき、短期的または再現性を欠く成果の追求に陥ることなく、当社ブランドである「地球印ブランド」の更なる強化を図ること、また研磨布紙等製造販売事業とOA器材部材等製造販売事業との間の緊密な連携を推進し、競争力の源泉である「技術開発・人材開発力、顧客サービス・市場開拓力」の更なる伸長を図ること、加えて株主、顧客、取引先、社員、地域社会等のステークホルダーの皆様との円滑な関係を構築すること等によって、当社の企業価値および株主共同の利益の向上は実現されることとなり、上記①に定める「基本方針」の実現に資するものと考えております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みおよびその合理性

当社は上記にかかわる取り組みとして、冒頭に記載のとおり「買収防衛策」を導入しております。この「買収防衛策」においては、取締役会の恣意的な判断を防止するため、大規模買付ルールの設定、防衛措置の内容と実施条件および手続き、特別委員会の設置等に関し詳細に定めております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は安定的な配当の継続、将来の事業展開に備えた内部留保の充実等に配慮しながら業績に対応した配当を行う方針であります。

内部留保につきましては、業界における競争の激化などに対処し、研究設備および製造設備等を強化するための資金需要に備える所存であり、将来の利益に貢献し、株主各位に対する安定した配当に寄与できるものと考えております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成28年12月31日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,894,851	流 動 負 債	1,418,031
現 金 及 び 預 金	544,547	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	697,129
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	1,175,034	設 備 関 係 支 払 手 形	183,993
商 品 及 び 製 品	476,503	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	292,832
仕 掛 品	493,338	リ ー ス 債 務	10,663
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	143,263	未 払 法 人 税 等	32,461
繰 延 税 金 資 産	31,445	そ の 他	200,953
そ の 他	31,119	固 定 負 債	716,807
貸 倒 引 当 金	△398	長 期 借 入 金	319,793
固 定 資 産	4,106,368	リ ー ス 債 務	1,799
有 形 固 定 資 産	1,973,679	繰 延 税 金 負 債	255,575
建 物 及 び 構 築 物	1,389,673	修 繕 引 当 金	52,703
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	217,977	長 期 預 り 金	50,000
土 地	313,742	資 産 除 去 債 務	9,417
リ ー ス 資 産	10,559	そ の 他	27,520
そ の 他	41,729	負 債 合 計	2,134,838
無 形 固 定 資 産	42,616	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	2,090,072	株 主 資 本	4,304,732
投 資 有 価 証 券	911,364	資 本 金	500,000
関 係 会 社 出 資 金	1,119,987	資 本 剰 余 金	98,753
退 職 給 付 に 係 る 資 産	20,416	利 益 剰 余 金	3,853,120
そ の 他	65,455	自 己 株 式	△147,140
貸 倒 引 当 金	△27,150	その他の包括利益累計額	561,648
資 産 合 計	7,001,219	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	386,466
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	3,721
		為 替 換 算 調 整 勘 定	171,461
		純 資 産 合 計	4,866,381
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	7,001,219

連 結 損 益 計 算 書

(平成28年1月1日から)
(平成28年12月31日まで)

(単位 千円)

科 目	金 額	
売上高		4,528,290
売上原価		3,458,266
売上総利益		1,070,024
販売費及び一般管理費		937,294
営業利益		132,730
営業外収益		
受取利息	85	
受取配当金	21,724	
受取商標使用料	6,641	
持分法による投資利益	20,635	
その他	7,220	56,305
営業外費用		
支払利息	5,047	
売却損	1,566	
売却引	10,986	
為替差損	163	
その他	713	18,476
経常利益		170,560
特別利益		
投資有価証券売却益	44,092	
圧縮未決算特別勘定戻入額	70,131	114,223
特別損失		
固定資産除却損	175	
固定資産圧縮損	68,567	68,741
税金等調整前当期純利益		216,042
法人税、住民税及び事業税	32,857	
法人税等調整額	26,818	59,675
当期純利益		156,367
親会社株主に帰属する当期純利益		156,367

連結株主資本等変動計算書

（平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで）

（単位 千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	500,000	98,753	3,752,102	△147,012	4,203,843
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△55,350		△55,350
親会社株主に帰属する 当期純利益			156,367		156,367
自 己 株 式 の 取 得				△128	△128
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	101,017	△128	100,889
当 期 末 残 高	500,000	98,753	3,853,120	△147,140	4,304,732

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券評 価差額金	繰延ヘッジ損益	為 替 換 算 定 調 整	その他の包括利 益累計額合計	
当 期 首 残 高	452,679	△668	264,321	716,332	4,920,175
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△55,350
親会社株主に帰属する 当期純利益					156,367
自 己 株 式 の 取 得					△128
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	△66,213	4,389	△92,860	△154,684	△154,684
当 期 変 動 額 合 計	△66,213	4,389	△92,860	△154,684	△53,795
当 期 末 残 高	386,466	3,721	171,461	561,648	4,866,381

連結注記表

1. 記載金額は千円未満を四捨五入によって表示しております。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2 社
- ・主要な連結子会社の名称 理研精密器材（蘇州）有限公司
理研香港有限公司

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社または関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社または関連会社数

1 社

- ・主要な会社等の名称 淄博理研泰山涂附磨具有限公司

② 持分法を適用していない非連結子会社または関連会社の状況

- ・会社等の名称 濰坊理研磨材有限公司
- ・持分法を適用しない理由 当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

子会社 2 社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

イ. その他有価証券

- ・時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. デリバティブ

原則として時価法を採用しております。

ハ. たな卸資産

当社は移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を、また、在外連結子会社は総平均法による低価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定率法を、在外連結子会社は当該国の会計基準の規定に基づく定額法を採用しております。

但し、当社が平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりです。

建物及び構築物	31～47年
機械装置及び運搬具	9年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金……………売掛金等の債権の貸倒れ損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 修繕引当金……………当社の固定資産（賃貸設備）について行う修繕に要する費用に充てるため計上しているもので、その計上は不動産賃貸契約による所定の率によっております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

為替予約については、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしておりますので、振当処理を採用しております。

また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段

為替予約

ヘッジ対象

製・商品輸入による予定取引

b. ヘッジ手段

金利スワップ

ヘッジ対象

借入金の利息

ハ. ヘッジ方針

主に当社の内規である「デリバティブ取引規程」に基づき、為替変動リスク、金利変動リスクをヘッジしております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については、ヘッジ方針に基づき、同一通貨で同一期日の為替予約を締結しており、その後の為替相場の変動による相関関係が確保されているため、有効性の評価を省略しております。

また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしており有効性が保証されているため、有効性の評価を省略しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(5) 会計方針の変更

(会計結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更を行っております。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これにより損益に与える影響は軽微であります。

(6) 表示方法の変更

前連結会計年度において「支払手形及び買掛金」に含めていた「設備関係支払手形」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

なお、前連結会計年度における「設備関係支払手形」の金額は、14,465千円であります。

(7) 追加情報

(役員退職慰労金制度の廃止)

当社は従来、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上しておりましたが、平成28年3月25日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給が決議されました。これに伴い、「役員退職慰労引当金」を取り崩し、支給済分を除く、打ち切り支給額の未払金24,400千円については、固定負債の「その他」に含めて表示しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	401,254千円
土地	39,635千円
合計	440,890千円
同上に対応する債務額	
長期借入金	150,000千円

(2) 有形固定資産減価償却累計額 4,695,395千円

(3) 圧縮記帳

①国庫補助金等および受取保険金により取得した固定資産の取得価額から直接控除している圧縮記帳累計額

建物及び構築物	91,972千円
機械装置及び運搬具	119,968千円
その他	13,198千円
合計	225,138千円

②当連結会計年度において、受取保険金により取得した固定資産の取得価額から直接控除している圧縮記帳額

機械装置及び運搬具	61,129千円
その他	7,438千円
合計	68,567千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首 の株式数(千株)	当 連 結 会 計 年 度 増加株式数(千株)	当 連 結 会 計 年 度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 の株式数(千株)
普 通 株 式	10,000	—	—	10,000

(2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首 の株式数(千株)	当 連 結 会 計 年 度 増加株式数(千株)	当 連 結 会 計 年 度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 の株式数(千株)
普 通 株 式	775	1	—	776

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 平成28年3月25日開催の第117回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・株式の種類 普通株式
- ・配当金の総額 27,675千円
- ・1株当たり配当金額 3円00銭
- ・基準日 平成27年12月31日
- ・効力発生日 平成28年3月28日

ロ. 平成28年8月5日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・株式の種類 普通株式
- ・配当金の総額 27,675千円
- ・1株当たり配当金額 3円00銭
- ・基準日 平成28年6月30日
- ・効力発生日 平成28年9月12日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成29年3月30日開催予定の第118回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・株式の種類 普通株式
- ・配当金の総額 27,673千円
- ・配当金の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当金額 3円00銭
- ・基準日 平成28年12月31日
- ・効力発生日 平成29年3月31日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式について四半期ごとに時価の把握を行っております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年12月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位 千円）

	連結貸借対照表 計上額（*1）	時価（*1）	差額（*2）
①現金及び預金	544,547	544,547	—
②受取手形及び売掛金	1,175,034	1,175,034	—
③投資有価証券 その他有価証券	892,018	892,018	—
④支払手形及び買掛金	(697,129)	(697,129)	—
⑤設備関係支払手形	(183,993)	(183,993)	—
⑥長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	(612,625)	(613,812)	1,187
⑦デリバティブ取引	5,370	5,370	—

（*1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（*2）連結貸借対照表計上額が時価を上回っている場合の差額は、正の数で示しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

①現金及び預金、並びに②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

④支払手形及び買掛金、並びに⑤設備関係支払手形

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑥長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑦デリバティブ取引

為替予約のうち振当処理によっているものは、ヘッジ対象とされている外貨建金銭債務と一体として処理されているため、その時価は、外貨建金銭債務の時価に含めて記載しております。

為替予約のうち振当処理によっていないものは、取引金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(注) 2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額19,346千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都において、賃貸用の商業施設（土地を含む）を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位 千円)

連結貸借対照表計上額	時価
766,012	2,413,000

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づいて算定した金額（指標等を用いて調整を行ったもの）であります。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

527円56銭

(2) 1株当たり当期純利益

16円95銭

貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,760,107	流 動 負 債	1,396,953
現 金 及 び 預 金	478,572	支 払 手 形	408,052
受 取 掛 手 形	343,658	設 備 関 係 支 払 手 形	183,993
売 掛 金	684,311	買 掛 金	267,740
電 子 記 録 債 権	100,974	1年内返済予定の長期借入金	292,832
商 品 及 び 製 品	461,785	リ ー ス 債 務	10,663
仕 掛 品	500,519	未 払 金	87,509
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	137,806	未 払 費 用	68,440
前 払 費 用	11,150	未 払 法 人 税 等	31,408
繰 延 税 金 資 産	29,719	預 り の 金 他	16,659
そ の 他 金	12,014		29,657
貸 倒 引 当 金	△400	固 定 負 債	638,668
固 定 資 産	3,200,560	長 期 借 入 金	319,793
有 形 固 定 資 産	1,959,390	繰 延 税 金 債 務	1,799
建 築 物	1,373,325	修 繕 引 当 金	52,703
機 械 及 び 装 置	16,347	長 期 未 払 費 用	27,520
車 両 運 搬 具	204,088	長 期 預 り 金	50,000
工 具 器 具 備 品	324	資 産 除 去 債 務	9,417
土 地	41,005	負 債 合 計	2,035,621
リ ー ス 資 産	313,742	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	42,616	株 主 資 本	3,534,860
借 地 権	26,197	資 本 金	500,000
電 話 加 入 権	1,884	資 本 剰 余 金	98,753
ソ フ ト ウ ェ ア	12,552	資 本 準 備 金	89,675
水 道 施 設 利 用 権	1,983	そ の 他 資 本 剰 余 金	9,078
投 資 そ の 他 の 資 産	1,198,555	利 益 剰 余 金	3,083,247
投 資 有 価 証 券	911,364	利 益 準 備 金	125,000
関 係 会 社 株 式	1,591	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,958,247
関 係 会 社 出 資 金	219,853	配 当 準 備 積 立 金	250,000
出 資 金	19,904	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	95,026
従業員に対する長期貸付金	280	別 途 積 立 金	2,368,700
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	8,157	繰 越 利 益 剰 余 金	244,521
破 産 更 生 債 権 等	27,076	自 己 株 式	△147,140
前 払 年 金 費 用	20,416	評 価 ・ 換 算 差 額 等	390,187
そ の 他 金	17,063	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	386,466
貸 倒 引 当 金	△27,150	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	3,721
資 産 合 計	5,960,667	純 資 産 合 計	3,925,047
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,960,667

損 益 計 算 書

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

(単位 千円)

科 目		金 額	
売 上 高			4,359,113
売 上 原 価			3,368,640
売 上 総 利 益			990,473
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			882,770
営 業 利 益			107,702
営 業 外 収 益			
受 取 利 息	703		
受 取 配 当 金	46,244		
受 取 商 標 使 用 料	6,641		
そ の 他	10,131		63,719
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	5,047		
手 形 売 却 損	1,566		
売 上 割 引	10,986		
そ の 他	713		18,313
経 常 利 益			153,108
特 別 利 益			
投 資 有 価 証 券 売 却 益	44,092		
圧 縮 未 決 算 特 別 勘 定 戻 入 額	70,131		114,223
特 別 損 失			
固 定 資 産 除 却 損	175		
固 定 資 産 圧 縮 損	68,567		68,741
税 引 前 当 期 純 利 益			198,590
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	32,000		
法 人 税 等 調 整 額	27,795		59,795
当 期 純 利 益			138,795

株主資本等変動計算書

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

(単位 千円)

	株 主 資 本											
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金						自己株式	株主資本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 合 計		
						配 当 準 備 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	500,000	89,675	9,078	98,753	125,000	250,000	94,944	2,368,700	161,158	2,999,802	△147,012	3,451,543
当 期 変 動 額												
実効税率変更に伴う積立金の増							2,237		△2,237	—		—
固定資産圧縮積立金の取崩し							△2,155		2,155	—		—
剰 余 金 の 配 当									△55,350	△55,350		△55,350
当 期 純 利 益									138,795	138,795		138,795
自己株式の取得											△128	△128
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）												
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	—	82	—	83,363	83,445	△128	83,317
当 期 末 残 高	500,000	89,675	9,078	98,753	125,000	250,000	95,026	2,368,700	244,521	3,083,247	△147,140	3,534,860

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	452,679	△668	452,011	3,903,554
当 期 変 動 額				
実効税率変更に伴う積立金の増				—
固定資産圧縮積立金の取崩し				—
剰 余 金 の 配 当				△55,350
当 期 純 利 益				138,795
自己株式の取得				△128
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△ 66,213	4,389	△ 61,824	△ 61,824
当 期 変 動 額 合 計	△ 66,213	4,389	△ 61,824	21,493
当 期 末 残 高	386,466	3,721	390,187	3,925,047

個別注記表

1. 記載金額は千円未満を四捨五入によって表示しております。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 子会社株式および関係会社出資金

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

・時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

③ デリバティブ

原則として時価法を採用しております。

④ たな卸資産

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりです。

建物 31～47年

機械及び装置 9年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………売掛金等の債権の貸倒れ損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 修繕引当金……………固定資産（賃貸設備）について行う修繕に要する費用に充てるため計上しているもので、その計上は不動産賃貸契約による所定の率によっております。
 - ③ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産に基づき計上しております。
- (4) その他計算書類作成のための基本となる事項
- ① ヘッジ会計の方法
 - イ ヘッジ会計の方法
 - 為替予約については、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしておりますので、振当処理を採用しております。
 - また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。
 - ロ ヘッジ手段とヘッジ対象
 - a. ヘッジ手段
 - 為替予約
 - ヘッジ対象
 - 製・商品輸入による予定取引
 - b. ヘッジ手段
 - 金利スワップ
 - ヘッジ対象
 - 借入金の利息
 - ハ ヘッジ方針
 - 主に当社の内規である「デリバティブ取引規程」に基づき、為替変動リスク、金利変動リスクをヘッジしております。
 - ニ ヘッジ有効性評価の方法
 - 為替予約取引については、ヘッジ方針に基づき、同一通貨で同一期日の為替予約を締結しており、その後の為替相場の変動による相関関係が確保されているため、有効性の評価を省略しております。
 - また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしており有効性が保証されているため、有効性の評価を省略しております。
 - ② 消費税等の会計処理
 - 税抜方式によっております。

(5) 会計方針の変更

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これにより損益に与える影響は軽微であります。

(6) 表示方法の変更

前事業年度において「支払手形」に含めて表示していました「設備関係支払手形」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することといたしました。

なお、前事業年度における「設備関係支払手形」の金額は、14,465千円であります。

(7) 追加情報

当社は従来、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上しておりましたが、平成28年3月25日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給が決議されました。これに伴い、「役員退職慰労引当金」を取り崩し、支給済分を除く、打ち切り支給額の未払金24,400千円については、固定負債の「長期未払費用」に含めて表示しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	401,254千円
土地	39,635千円
合計	440,890千円

同上に対応する債務額

長期借入金	150,000千円
-------	-----------

(2) 有形固定資産減価償却累計額

4,640,320千円

(3) 圧縮記帳

- ① 国庫補助金等および受取保険金により取得した固定資産の取得価額から直接控除している圧縮記帳累計額

建物	91,704千円
構築物	268千円
機械及び装置	119,968千円
工具器具備品	13,198千円
合計	225,138千円

- ② 当事業年度において、受取保険金により取得した固定資産の取得価額から直接控除している圧縮記帳額

機械及び装置	61,129千円
工具器具備品	7,438千円
合計	68,567千円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務

- ① 短期金銭債権 16,446千円
② 短期金銭債務 19,967千円

- (5) 取締役に対する金銭債務 24,400千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- ① 売上高 76,495千円
② 仕入高 97,028千円
③ 営業取引以外の取引高 34,464千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の 株 式 数 (千株)	当 事 業 年 度 増加株式数(千株)	当 事 業 年 度 減少株式数(千株)	当事業年度末の 株 式 数 (千株)
普 通 株 式	775	1	—	776

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産（流動）	
たな卸資産評価損否認	27,998千円
貸倒引当金超過額	145千円
未払事業税否認	3,224千円
繰延税金資産合計	31,367千円
繰延税金負債（流動）	
繰延ヘッジ損益	1,648千円
繰延税金負債合計	1,648千円
繰延税金資産（流動）の純額	29,719千円

繰延税金資産（固定）	
長期未払費用否認	7,442千円
修繕引当金否認	16,075千円
貸倒引当金超過額	8,258千円
減損損失否認	17,397千円
その他	6,594千円
繰延税金資産小計	55,765千円
評価性引当額	△15,559千円
繰延税金資産合計	40,206千円

繰延税金負債（固定）	
前払年金費用否認	6,227千円
固定資産圧縮積立金	41,702千円
その他有価証券評価差額金	169,600千円
その他	112千円
繰延税金負債合計	217,642千円
繰延税金負債（固定）の純額	177,435千円
繰延税金負債の純額	147,716千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）および「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることと

なりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の32.1%から平成29年1月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.7%、平成30年1月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.5%に変更しております。

その結果、繰延税金負債の金額（繰延税金資産を控除した金額）が7,953千円、当事業年度に計上された法人税等調整額(貸方)が1,019千円減少し、繰延ヘッジ損益が75千円、その他有価証券評価差額金が8,897千円、それぞれ増加しております。

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

研磨布紙等製造販売事業における基幹システムであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (2) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	425円51銭
(2) 1株当たり当期純利益	15円05銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年2月22日

理研コランダム株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 奈 尾 光 浩 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 高 原 透 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、理研コランダム株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、理研コランダム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年2月22日

理研コランダム株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 奈 尾 光 浩 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高 原 透 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、理研コランダム株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第118期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第118期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた当期の監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年2月23日

理研コランダム株式会社 監査等委員会

監査等委員 本 多 正 明 ㊞

監査等委員 長 崎 俊 樹 ㊞

監査等委員 新井田 哲 也 ㊞

(注) 監査等委員本多正明、長崎俊樹及び新井田哲也は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第118期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金3円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は27,672,924円となります。

これにより中間配当金を含めました当期の年間配当金は、1株につき6円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年3月31日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名(全員)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため1名増員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案については、監査等委員会において検討がなされましたが、監査等委員会からは、各候補者は、深い専門性、豊富な経験、取締役としての適格性を有しており、各候補者は当社の取締役として適任であるとの意見表明を受けております。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 数
1	しも むら ひろ よし 下 村 洋 喜 (昭和23年12月4日生)	昭和46年6月 岡本理研ゴム(株)(現オカモト(株))入社 平成13年6月 オカモト(株)取締役 " 19年4月 オカモト(株)取締役、世界長(株)(現世界長ユニオン(株))代表取締役副社長 " 20年5月 オカモト(株)取締役、世界長(株)代表取締役社長 " 21年6月 オカモト(株)常務取締役、世界長(株)代表取締役社長 " 23年6月 オカモト(株)専務取締役、世界長ユニオン(株)代表取締役社長 " 23年12月 (株)岡本ソーイング(現シュエテックオカモト(株))取締役社長、世界長ユニオン(株)代表取締役社長 " 24年5月 世界長ユニオン(株)代表取締役会長 " 27年3月 当社代表取締役社長(現任) " 28年1月 淄博理研泰山涂附磨具有限公司董事長(現任)	10,000株
2	きた ざわ ゆう じ 北 澤 雄 二 (昭和31年11月18日生)	昭和54年4月 当社入社 平成16年4月 当社営業本部部長兼東京営業所長 " 18年3月 当社取締役営業本部長 " 26年5月 当社取締役CA総本部長兼営業本部部長兼生産本部長 " 27年2月 (株)光環代表取締役社長 " 27年3月 当社常務取締役CA総本部長兼営業本部部長兼生産本部長 " 27年6月 濰坊理研磨材有限公司董事長(現任) " 28年1月 当社常務取締役(現任)	4,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 数
3	え ぐち しん いち 江 口 真 一 (昭和35年10月16日生)	昭和58年4月 安田生命保険(相)(現明治安田生命保険 (相)入社 平成20年4月 明治安田生命保険(相)大宮支社長 " 22年4月 同社法人職域開拓部長 " 26年4月 ㈱MY J リスク管理・コンプライアンス部 長 " 27年4月 同社内部監査部長 " 28年1月 当社経営管理室長(現任) " 28年3月 当社取締役(現任)	0株
4	あま がいい のぼる 雨 貝 昇 (昭和31年5月31日生)	昭和51年4月 ヤマト化学工業㈱入社 平成15年1月 オカモト㈱入社 " 27年2月 同社茨城工場製造部長代理 " 28年1月 当社製造部長(現任) " 28年3月 当社取締役(現任)	0株
5	ほそ い まさ ひろ 細 井 雅 弘 (昭和33年9月23日生)	昭和58年4月 三共理化学㈱入社 平成12年4月 同社新市場開発室長 " 13年11月 日本マイクロコーディング㈱(現Mipox㈱)入 社 " 21年11月 同社執行役員営業技術本部長 " 23年8月 当社営業本部部長 " 24年1月 当社営業開発部長 " 27年7月 当社東京支店長 " 28年1月 当社営業部長(現任) " 28年3月 当社取締役(現任)	0株
6	いし かわ かず お 石 川 和 男 (昭和35年9月21日生)	昭和59年4月 熊谷精密㈱入社 平成14年4月 三洋精密㈱(現日本電産セイミツ㈱)関連 会社管理課長 " 16年5月 当社管理本部財務グループ課長 " 25年4月 当社管理本部次長 " 27年11月 当社総務部長(現任) " 28年3月 当社取締役(現任)	0株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 数
7	おか もと じ ろう 岡 本 二 郎 (昭和20年6月19日生)	昭和44年11月 ゼブラケンコー自転車(株) (現オカモト(株)) 入社 〃 51年6月 岡本理研ゴム(株) (現オカモト(株)) 取締役 〃 54年6月 同社常務取締役 〃 60年6月 同社専務取締役 平成8年6月 オカモト(株)代表取締役副社長 〃 17年6月 同社代表取締役社長 〃 23年6月 同社代表取締役会長 (現任) 〃 27年3月 当社社外取締役 (現任)	0株
※8	ます だ とみお 増 田 富美雄 (昭和29年3月21日生)	昭和53年6月 岡本理研ゴム(株) (現オカモト(株)) 入社 平成21年6月 オカモト(株)取締役建装部長兼産業用品部長 兼開発室・I S O担当 〃 27年6月 同社常務取締役人事部、粘着製品部、 建装部、工業用品部、資材部担当 〃 28年6月 同社取締役監査等委員(現任)	0株

(注)1. ※印は、新任候補者であります。

2. 取締役候補者下村洋喜氏は、淄博理研泰山涂附磨具有限公司の董事長を兼務し、当社は同社との間に製品輸入等の取引関係があります。

取締役候補者岡本二郎氏は、オカモト(株)の代表取締役会長を兼務しております。また、取締役候補者増田富美雄氏は、オカモト(株)の取締役監査等委員を兼務しております。当社は同社との間に貯蔵品等の取引関係があります。その他の候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

3. 候補者岡本二郎氏、増田富美雄氏は、社外取締役候補者であります。

4. 岡本二郎氏を社外取締役候補者とした理由について

同氏は経営者として経験が豊富であり、経営に関する高い見識と監督能力を有されており、また平成27年3月に当社社外取締役に就任されて以降、十分にその職責を果たされていることから、社外取締役としての職責を適切に果たしていただけると判断したものであります。なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

5. 増田富美雄氏を社外取締役候補者とした理由について

同氏はオカモト(株)において産業用品、工業用品、開発室等、当社の必要とする職責を果たされ豊富な経験と高い知見に基づき、当社の経営に寄与いただける人材として、社外取締役として職責を適切に果たしていただけると判断したものであります。

6. 業務執行取締役等であるものを除く取締役候補者との責任限定契約について

当社は、岡本二郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合は、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

当社は、社外取締役候補者増田富美雄氏が取締役に選任された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

第3号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、平成26年3月27日開催の当社第115回定時株主総会において株主の皆様から「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「現プラン」といいます。）の更新についてご承認をいただきましたが、現プランの有効期間は本総会終結の時までとされております。

この現プランの有効期間満了に先立ち、平成29年2月14日開催の当社取締役会において、取締役全員の賛成により、本総会における株主の皆様のご承認を条件に、当社の企業価値および株主共同の利益確保・向上を目的として、現プランの一部改定を行ったうえ、実質的に同一の内容にてこれを継続することとし（以下、継続後の対応策を「本プラン」といいます。）、その有効期間を平成32年3月31日までに開催される当社第121回定時株主総会の終結の時までとすることを決議いたしました。

その際、社外取締役である当社監査等委員3名全員が、本プランの具体的運用が適正になされることを条件として、これに同意する旨の意見を述べております。

また、本プランは、平成19年12月26日開催の取締役会において決議した、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針」に沿うものであります。

については、本プランにつき、定款第16条の定めに基づき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本プランの目的、内容等の詳細については以下のとおりであります。

1. 本プランの目的

わが国においても、会社経営陣との十分な協議・合意のプロセスを経ることなく、また株主の皆様への十分な情報開示もなされない段階で、突如として大規模買付行為（下記「2. (2)①適用対象」に定義されます。以下同じとします。）を強行するといった動きが見られます。また、大規模買付行為の中にはその目的等から判断して、企業価値および株主共同の利益を著しく毀損するおそれのあるものが含まれる可能性もあります。

もとより、当社は、大規模買付行為に際しこれに応じて当社株式を売却するか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えており、大規模買付行為を一概に否定するものではありません。

しかしながら、当社は、当社グループのこれまでの発展は、理研コランダム憲章に定める企業理念のもと、常にお客様を第一と考え、最高の製品・サービスを提供し、株主・市場から高く評価される企業活動を継続・蓄積してきたこと、および優れた研削・研磨技術に基づく研磨材料事業、OA器材部材等製造事業への新たな事業進出、中国を中心とする海外子会社、関連会社設立による企業グループの形成等、事業基盤の不断の拡充

努力によりもたらされてきたものであると考えております。こうした当社事業の特性およびステークホルダーとの信頼関係を十分に理解せず、中長期的な視点に立った経営を行わない場合には、当社グループの企業価値の維持向上は困難であると考えております。

そこで、当社は、株主の皆様が大規模買付行為を評価する際、大規模買付者（大規模買付行為を行う者をいい、以下同じとします。）から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担い当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会の大規模買付行為に対する意見・代替案等も含めた十分な情報が適時・適切に株主の皆様へ提供されることが極めて重要であると考えております。

以上を踏まえ、当社は、大規模買付行為が行われた際に株主の皆様が当該大規模買付行為に応じるか否かを判断するにあたり、必要かつ十分な情報・時間および当社取締役会による意見・代替案等の提示を受ける機会を確保するため、一定の合理的な仕組み（以下「大規模買付ルール」といいます。）が必要不可欠であると判断いたしました。また、当社は、大規模買付行為が大規模買付ルールに従って行われることが、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に資すると考えております。

2. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

(1) 本プランの概要

① 大規模買付ルールの設定

本プランは、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上を目的として、大規模買付行為が行われる場合に、(i)大規模買付者に対して事前に当該大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(ii)当該大規模買付行為についての検討・評価等を行う時間を確保したうえで、(iii)大規模買付者と交渉し、株主の皆様当社取締役会による意見・代替案等を提示させていただくための手続を定めております。

② 新株予約権無償割当等の実施

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当社取締役会が下記③の特別委員会の勧告を最大限に尊重したうえで、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく毀損するものであると最終的に判断したときは、当社取締役会は、新株予約権無償割当（別紙1「新株予約権無償割当の概要」ご参照）等、会社法その他の法令および当社定款が当社取締役会の権限として認める措置（以下「防衛措置」といいます。）の実施を決議することができるものといたします。

③ 当社取締役会の恣意的判断を防止するための特別委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、ならびに大規模買付ルールが遵守された場合であっても、大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあるため防衛措置を発動すべきか否かについては、当社取締役会が取締役としての忠実義務および善管注意義務に従って最終的に判断しますが、当社取締役による恣意的な判断を防止するため、当社取締役会から独立した組織として特別委員会を設置いたします。

特別委員会の委員は、原則3名以上5名以内とし、公正で中立的な判断を担保するため、当社業務を執行する当社経営陣から独立し、当社および当社経営陣との間に特別な利害関係を有していない社外取締役および社外有識者（弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、投資・銀行業務に精通している者、またはこれらに準じる者）の中から選任されるものといたします。

なお、特別委員会の概要および委員については、別紙2「特別委員会規則の概要」、別紙3「特別委員会の委員の略歴」をご参照願います。

(2) 大規模買付ルール

① 適用対象

大規模買付ルールは、大規模買付行為について適用されるものとします。大規模買付行為とは、次のいずれかに該当するもしくはそれを目的とする買付またはこれに類似する行為（市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。）をいい、当社取締役会が予め同意したものを除きます。

- (i) 当社が発行者である株券等（注1）について、保有者（注2）の株券等保有割合（注3）が結果として20%以上となる買付
- (ii) 当社が発行者である株券等（注4）について、公開買付（注5）に係る株券等（注4）の株券等所有割合（注6）およびその特別関係者（注7）の株券等所有割合の合計が結果として20%以上となる公開買付

② 大規模買付者に対する情報提供等の要求

大規模買付行為を行おうとする大規模買付者には、当該大規模買付行為に先立って当社取締役会に対し、次の各号に定める情報（以下「大規模買付情報」といいます。）、および大規模買付ルールに従う旨の誓約文言を記載した書面（以下、大規模買付情報とあわせて「買付説明書」といいます。）を提出していただきます。

- (i) 大規模買付者およびそのグループ（共同保有者（注8）、特別関係者および（ファンドの場合は）組員その他の構成員を含みます。以下、大規模買付者とあわせて「大規模買付者等」といいます。）の詳細（氏名・名称、住所、

資本構成、財務内容等を含みます。)

- (ii) 大規模買付行為の目的、方法および内容（買付対価の種類・価額、買付時期、買付資金の裏付け、既に保有する当社株式に関する担保設定状況、当社の資産または今後取得する当社株式に関する担保設定予定・時期、その他買付資金調達に関する一連の取引の条件、仕組み等を含みます。)
- (iii) 買付価額の算定根拠（算定方法、算定に用いた数値情報ならびに大規模買付行為その他一連の取引による相乗効果の額およびその算定根拠等を含みます。)
- (iv) 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡がある場合にはその内容
- (v) 大規模買付者に対する資金提供者の概要（氏名・名称、住所、資本構成等を含みます。)
- (vi) 大規模買付行為の完了後に意図する当社および当社グループの経営方針および事業計画
- (vii) 大規模買付行為の完了後に意図する当社および当社グループの企業価値を向上させることの根拠
- (viii) 大規模買付行為の完了後における当社および当社グループの従業員、取引先、消費者、地域社会その他の利害関係者との関係についての方針（変更の計画の有無および変更の計画がある場合にはその内容）
- (ix) その他特別委員会が必要と判断する情報

当社は、大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に対して提出された買付説明書については、速やかに特別委員会へ提供することとします。特別委員会は、これを受けて、当該買付説明書の記載内容が大規模買付情報として十分であるか否かを速やかに確認し、不十分であると判断した場合には、適宜回答期限（原則として、大規模買付者が当社取締役会の追加情報提出の求めを受けた日後30日を上限とします。）を定めたうえで、当社取締役会を通じて大規模買付者に対し追加情報を提出していただくよう求めることがあります。

③ 特別委員会による大規模買付情報の検討・評価等

(i) 大規模買付情報の検討・評価等

特別委員会は、大規模買付者から大規模買付情報として十分な情報を全て受領したと認めたときは、その日（大規模買付者から大規模買付情報として十分な情報を全て受領したと認めた旨を公表した場合には当該公表日）を開始日とし、原則として90日間（なお、買付の目的・方法、買付対価の種類等、当該大

規模買付行為の評価の難易度に応じてこれより短い期間となることがあります。)を「特別委員会検討・評価期間」として、検討・評価、意見形成、勧告・開示を行うものとします。

特別委員会検討・評価期間の開始日の前後を問わず、特別委員会は、大規模買付情報の検討・比較のために必要と認めるときは、当社取締役会に対しても適宜回答期限(原則として30日を上限とします。)を定めたうえで企業価値向上のための代替案その他特別委員会が必要と認める情報・資料等を提供するよう求めることがあります。

特別委員会は、提供された大規模買付情報および当社取締役会からの情報・資料等を十分に検討・評価し、特別委員会としての意見(防衛措置の発動の是非に関する勧告を含みます。)を慎重に取りまとめることとします。なお、特別委員会が必要と認めるときは、当社の費用で独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、コンサルタント、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家を含みます。)に助言を求めることがあります。

当社取締役会は、特別委員会の意見を受領後、当該意見に基づき、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件の改善について交渉し、または当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することがあります。

なお、特別委員会が特別委員会検討・評価期間内に当社取締役会に対し防衛措置の発動もしくは不発動につき勧告するに至らない、やむを得ない事情がある場合には、必要な範囲で特別委員会検討・評価期間を最長30日間延長することができるものとします。

(ii) 情報開示

大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に対して提出された大規模買付情報は、株主の皆様のご判断のために必要であると認められる場合には、法令および当社が上場する金融証券取引所の規則等の遵守を前提とし、かつ、特別委員会の意見も勘案し、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表いたします。

なお、当該公表がなされた場合には、特別委員会は、当社取締役会を通じて次の事項を適宜適切に公表いたします。

- (a) 特別委員会が大規模買付者から大規模買付情報として十分な情報を全て受領したと認めたこと
- (b) 特別委員会検討・評価期間の延長が決定された場合(さらに特別委員会検討・評価期間を延長することが決定された場合を含みます。)には、その

旨および理由、延長期間その他特別委員会が必要と認める事項

また、当社取締役会は、特別委員会の意見を受領後、大規模買付者に対して当該意見を通知するとともに、適宜適切に公表いたします。

④ 特別委員会による勧告

特別委員会は、原則として特別委員会検討・評価期間内に、当社取締役会に対して大規模買付行為に関する意見を提出するとともに、防衛措置の発動の是非についても勧告するものとします。

⑤ 取締役会の決議

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、防衛措置を発動するか否かについて「特別委員会検討・評価期間」内に速やかに決議するものとします。なお、大規模買付行為は、当社取締役会が防衛措置に関する決定を最終的に行った後に開始されるものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について速やかに公表いたします。

(3) 大規模買付行為が行われた場合の対応方針

① 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、特別委員会は、当社の企業価値および株主共同の利益を防衛することを目的として、当社取締役会に対し防衛措置を発動するよう勧告することがあります。

当社取締役会は、本プランに基づく防衛措置として新株予約権無償割当（その詳細は別紙1「新株予約権無償割当の概要」ご参照）を実施する場合、大規模買付者等による権利行使は認められないとの条件、および当社が大規模買付者以外の者から当社普通株式と引き換えに当該新株予約権を取得する旨の取得条項等を設定することがあります。

② 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等を行うことはありますが、原則として、当該大規模買付行為に対する防衛措置を発動いたしません。大規模買付者の買収提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買収提案の内容およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等を考慮のうえご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく毀損すると認められるときは、特別委員会は、当社の企業価値および株主共同の利益を防衛することを目的として、当社取締役会に対し防衛措置を発動するよう勧告することがあります。

具体的には、次のいずれかに該当すると認められる場合には、原則として、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく毀損する場合に該当するものとします。

- (i) 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価等を吊り上げて高値で当社関係者に引き取らせることを目的として当社株式の買付を行っている判断される場合（いわゆるグリーンメーラー）
- (ii) 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に委譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買付を行っている判断される場合
- (iii) 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済資金として流用する目的で当社株式の買付を行っている判断される場合
- (iv) 当社の経営を一時的に支配し、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、または一時的な高配当による株価等の急上昇を狙って高値売抜けをする目的で当社株式の買付を行っている判断される場合
- (v) 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、または明確にしないで株券等を買付すること。）等、株主の皆様のご判断の機会または自由を制約し、事実上株主の皆様に当社株券の売却を強要するおそれがあると判断される場合（ただし大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が部分的買付であることをもって直ちにこの場合に該当すると判断するものではありません。）
- (vi) 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法（買付対価の種類・価額、買付時期等を含みます。）が当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものであると、合理的な根拠をもって判断される場合

③ 防衛措置発動の停止等

特別委員会は、当社取締役会が防衛措置の発動を決定した後であっても、特別委員会の勧告後に大規模買付行為が撤回された場合、または当該勧告の前提となった事実関係に変動が生じ、防衛措置を発動することが相当ではないと判断するに至った場合等には、改めて当社取締役会に対し防衛措置の発動の中止を勧告し、または既に行った勧告を撤回することができるものとします。このような特別委員会の中止勧告または勧告の撤回がなされた場合、新株予約権の効力発生日までの間は新株予約権無償割当の中止、また新株予約権無償割当後において行使期間開始までの間は新株予約権無償取得の方法により、当社取締役会は、防衛措置の停止または変更を行うことがあります。

また、特別委員会は、当社取締役会が防衛措置の不発動を決定した後であっても、大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく毀損すると認められる状況となった場合には、改めて当社取締役会に対し防衛措置の発動を勧告することができるものとします。このような特別委員会の勧告がなされた場合、当社取締役会は、当該勧告を尊重し当該大規模買付行為に対する防衛措置の発動を決定することができます。

(4) 本プランの有効期間および廃止・変更

本プランの有効期間については、本総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時までといたします。ただし、有効期間満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものといたします。

さらに、当社取締役会は、今後の法令改正、司法判断の動向および当社が上場する金融証券取引所その他の公的機関の対応等を踏まえ、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本プランの見直し等、適時適切な措置を講じてまいります。その際における本プランの変更は、原則として、その都度当社株主総会において議案としてお諮りし、株主の皆様の賛同を得たうえで行うことといたします。

(5) その他の事項

本プランの内容の細目については、当社取締役会において定めることができるものとします。

3. 株主・投資家の皆様に与える影響等

(1) 本プランが株主・投資家の皆様に与える影響等

本プランは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要かつ十分な情報・時間を確保し、現に当社の経営を担い当社の事業特性を十分に理解している取締役会の意見を提供し、さらには株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、必要かつ十分な情報・時間のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。

しかしながら、上記「2. (3)①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合」および「2. (3)②大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合」において記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主・投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意をお願いします。

(2) 本プランに定める防衛措置の発動時に株主・投資家の皆様に与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、および大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に明らかに反すると認められる場合には、取締役会は当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている防衛措置の発動を決定することがあります。

取締役会が防衛措置の発動を決定しますと、別途定める基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式1株につき1個の割合で新株予約権が無償で割当てられます。仮に株主の皆様が権利行使期間内に、行使価格に相当する金銭を払い込んで新株予約権の行使の手続を行われない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することとなります。

また、本新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後において、当社が本新株予約権の無償割当を中止し、または無償割当された本新株予約権を無償取得する場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないため、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

なお、取締役会が防衛措置の発動もしくは発動の中止・変更を決定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

4. 本プランの合理性

本プランは、次のとおり高度な合理性を有しております。

(1) 買収防衛策に関する行政上の指針の原則に適合していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」で定める3原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則および必要性・相当性の原則）に適合しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容にも十分配慮したものとなっております。

(2) 当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上を目的としていること

本プランは、大規模買付行為が行われた際に、当該買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間、または当社取締役会による意見・代替案等の提示を受ける機会を確保することなどを可能にするものであり、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上を目的としております。

(3) 合理的かつ客観的な発動要件が定められていること

本プランは、上記「2. (3)大規模買付行為が行われた場合の対応方針」に記載のとおり、予め定められた合理的かつ客観的な発動要件が満たされなければ発動されないものとされており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(4) 独立性の高い社外者の判断を尊重すること

当社は、本プランを導入するにあたり、上記「2. (1)③当社取締役会の恣意的判断を防止するための特別委員会の設置」に記載のとおり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のため実質的かつ客観的に判断すべき諮問機関として、特別委員会を設置することとしております。

大規模買付行為が行われた場合には、上記「2. (3)大規模買付行為が行われた場合の対応方針」に記載のとおり、特別委員会が、大規模買付ルールが遵守されたか否か、ならびに大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を毀損するか否かなどの実質的判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重いたします。

これにより、本プランの運用が当社の企業価値および株主共同の利益に適うよう行われる仕組みが確保されております。

(5) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、上記「2. (4)本プランの有効期間および廃止・変更」に記載のとおり、当社株主総会で選任された取締役により構成される当社取締役会の決議をもって

廃止することができるものとされており、大規模買付者が、当社株主総会で取締役を指名し、当該取締役により構成される当社取締役会の決議をもって本プランを廃止することが可能です。従って、本プランはいわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会を構成する取締役の過半数を交代させても、なおその発動を阻止することができない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の期差任期制を採用していないことから、本プランは、いわゆるスローハンド型の買収防衛策（取締役会を構成する取締役を一度に交代させることができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。

- （注１）金融商品取引法第27条の23第１項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。
- （注２）金融商品取引法第27条の23第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます。
- （注３）金融商品取引法第27条の23第４項に定義されます。
- （注４）金融商品取引法第27条の２第１項に定義されます。
- （注５）金融商品取引法第27条の２第６項に定義されます。以下同じとします。
- （注６）金融商品取引法第27条の２第８項に定義されます。以下同じとします。
- （注７）金融商品取引法第27条の２第７項に定義されます。なお、当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含み、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付の開示に関する内閣府令第３条第２項で定める者を除きます。以下同じとします。
- （注８）金融商品取引法第27条の23第５項に定義される者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。

以 上

別紙1

新株予約権無償割当の概要

本プランに基づく新株予約権無償割当の概要は、以下のとおりであります。

1. 新株予約権無償割当に関する事項の決定

(1) 新株予約権の内容および数

新株予約権の内容は下記2. に基づくものとし、新株予約権の数は、当社取締役会が別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、当社の保有する当社株式の数を控除します）に相当する数とします。

(2) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する株式（ただし、当社の保有する当社株式を除きます。）1株につき1個の割合で、新株予約権を無償で割当てます。

(3) 新株予約権無償割当の効力発生日

当社取締役会が別途定める日とします。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます）は1株とします。ただし、当社が株式の分割、株式の併合その他を行う場合は、所要の調整を行うものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切捨て、金銭による調整は行いません。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1株あたり1円を下限とし時価の2分の1を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が別途定める額とします。

(3) 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当の効力発生日または当社取締役会が別途定める日を初日とし、3ヶ月間の範囲内で当社取締役会が別途定める期間とします。ただし、新株予約権の取得が行われる場合は行使期間の初日の前営業日までとします。

- (4) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額は、当社取締役会が別途定める額とします。

- (5) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

- (6) 新株予約権の行使条件

次の(a)および(b)に該当する者に対しては新株予約権を行使することができないことを条件として定め、(c)から(f)までに該当する者に対しては新株予約権を行使することができないことを条件として定めることがあります。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとします。

(a) 特定大量買付者（注1）

(b) 特定大量買付者の特別関係者（注2）

(c) 特定大量保有者（注3）

(d) 特定大量保有者の共同保有者（注4）

(e) 上記(a)から(d)までに記載の者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け、または承継した者

(f) 上記(a)から(e)までに記載の者の関連者（注5）

- (7) 当社による新株予約権の取得

次の事項等を新株予約権の取得条項として定めることがあります。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとします。

(a) 当社は、当社取締役会が定める取得日の到来をもって、新株予約権（ただし、上記「(6)新株予約権の行使条件」に記載の新株予約権を行使することができない者の有する新株予約権を除く。）を取得し、これと引き換えに、新株予約権1個について、対象株式数の当社普通株式を交付することができる。

(b) 当社は、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が定める日の到来をもって、全ての新株予約権を無償で取得することができる。

- (8) その他

その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとします。

(注1) 公開買付（金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。）により、当社が発行者である株券等の買付等（株券等および買付等は同法第27条の2第1項に定

義されます。以下本注において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後においてその者が所有(所有に準じる場合として金融商品取引法施行令第7条第1項で定める場合を含みます。)する株券等に係る株券等所有割合(同法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。)と、その者の特別関係者(注4)に係る株券等所有割合の合計が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。

(注2) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます。なお、当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含み、同項第1号に掲げる者については、発行者以外のものによる株券等の公開買付の開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。

(注3) 当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます)で、当該株券等に係る株券等保有割合(同法第27条の23第4項に定義されます。)が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。

(注4) 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される者、および同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者をいいます。

(注5) 実質的に別紙1「2.(6)新株予約権の行使条件」の(a)から(e)までに記載の者(以下「当該者」といいます。)を支配し、当該者に支配され、もしくは当該者と共同の支配下にある者、または当該者と協調して行動する者として、当社取締役会が認めた者をいいます。

以 上

特別委員会規則の概要

1. 構成

- ・特別委員会は、企業経営についての高度の見識または高度の専門知識を有しており、かつ当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役および社外有識者で構成するものとし、その人数は原則として3名以上5名以内とします。
- ・特別委員会の委員は、当社取締役会の決議により選任します。

2. 任期

- ・特別委員会の委員の任期は、原則として選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の直後に開催される当社取締役会の終了の時までとし、当該委員が再任されることを妨げないものとします。任期の満了する当社取締役会において別段の決議がされなかったときは、当該取締役会において再任されたものとみなします。ただし、当社社外取締役であった委員が、当社社外取締役でなくなった場合には、特別委員会の委員としての任期も同様に終了するものとします。

3. 権限および責任

- ・特別委員会は、取締役会の諮問に応じ、主として次に掲げる事項について審議・決議し、その決議の内容を、理由を付して当社取締役会に勧告するものとします。
 - (1) 大規模買付ルールが遵守されたか否かの判断
 - (2) 本プランの対象となる大規模買付行為により、当社の企業価値または株主共同の利益が著しく毀損されるか否かの判断
 - (3) 大規模買付者が提供する情報が必要かつ十分なものであるか否かの判断
 - (4) 特別委員会検討・評価期間の延長が必要か否かの判断
 - (5) 防衛措置の発動の要否
 - (6) 防衛措置の中止等の要否
 - (7) 本プランの廃止または変更の要否
- ・特別委員会は、上記の事項に加え、当社取締役会の諮問・要請に応じ、以下に記載の事項等を行うことができます。
 - (1) 大規模買付者および当社取締役会が特別委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
 - (2) 大規模買付者による大規模買付行為の内容の精査、検討
 - (3) 大規模買付者との交渉、協議
 - (4) 当社取締役会に対する代替案の提出の要求、代替案の検討

- ・特別委員会は、大規模買付者に対し、提供された大規模買付情報が不十分であると判断した場合には、情報を追加的に提供できるよう求めることができます。また、特別委員会は、大規模買付者から十分な情報が提供された場合、当社取締役会に対しても、所定の合理的な期間内に、大規模買付者の大規模買付行為の内容に対する意見およびその根拠となる資料、代替案その他特別委員会が適宜必要と認める情報、資料等を提示できるよう求めることができます。
 - ・特別委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、従業員その他特別委員会が必要と認める者の出席を要求し、特別委員会が求める事項に関する説明を求めることができます。
 - ・特別委員会は、当社の費用で、独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む）の助言を受けることができます。
 - ・特別委員会は、企業価値および株主共同の利益の確保と向上の観点から決議その他の事項を行うことを要し、各委員は自己または経営陣を含む第三者の個人的利益を図ることを目的としてはなりません。
 - ・当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重して、防衛措置の発動その他の事項に関し、決議を行うものとします。
4. 決議
- ・特別委員会の決議は、原則として、特別利害関係者を除く全ての委員が出席し、その過半数をもって行います。ただし、委員に事故その他やむを得ない事由がある場合は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行います。

以 上

別紙3

特別委員会の委員の略歴

本プラン継続後の特別委員会の委員は、以下の3名となります。

氏名 北 尾 哲 郎（きたお てつろう）

略歴 昭和20年4月3日生まれ

昭和53年4月 弁護士登録

昭和58年4月 北尾哲郎法律事務所開設

平成4年4月 第一東京弁護士会 副会長

平成5年5月 日弁連民事訴訟法改正問題研究委員会副委員長

平成9年2月 岡村綜合法律事務所パートナー（現任）

平成25年5月 第一東京弁護士会懲戒委員会委員長

氏名 本 多 正 明（ほんだ まさあき）

略歴 昭和29年3月30日生まれ

昭和51年4月 安田火災海上保険㈱（現損害保険ジャパン日本興亜㈱）入社

平成14年7月 ㈱損保ジャパン神奈川中央支店長

平成16年4月 同社神奈川支店長

平成17年6月 同社関西第一業務部長

平成19年4月 同社理事 鹿児島支店長

平成23年4月 ㈱損保ジャパン代理店サポート代表取締役社長

平成26年3月 当社 社外監査役

平成28年3月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任）

氏名 新井田 哲 也（あらいだ てつや）

略歴 昭和46年5月22日生まれ

平成11年2月 新日本アーンストアンドヤング税理士法人（現EY税理士法人）入社

平成11年6月 税理士登録

平成22年9月 わかさ税理士法人 代表社員（現任）

平成25年6月 東京税理士会玉川支部 幹事（現任）

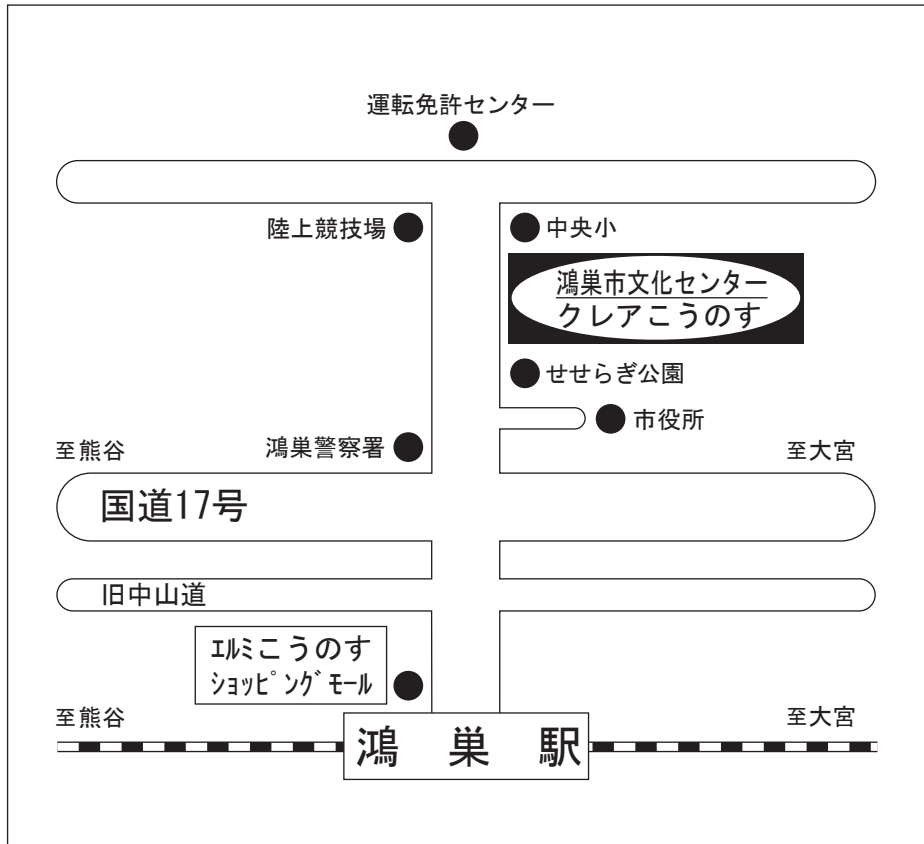
平成28年3月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任）

（注1）北尾哲郎氏は岡村綜合法律事務所パートナーであり、同事務所は当社と法律顧問契約を締結しております。

（注2）本多正明氏、新井田哲也氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。

以 上

会場ご案内図



- 会場** 埼玉県鴻巣市中央29番1号
鴻巣市文化センター 3階会議室
TEL 048 (540) 0540
- ◆JR高崎線鴻巣駅より1,500m
徒歩15分
 - ◆免許センター行きバスにて終点下車